

技第378号  
平成30年9月19日

岐阜県建設産業団体連合会会長 様  
岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

解体工事業の経過措置期間の終了について

平素は建設業行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

解体工事業に係る建設業許可の経過措置期間が、平成31年5月31日までとなっていることに伴い、岐阜県入札参加資格者名簿に解体工事業として登載される際の注意点について別添のとおりまとめましたので、貴会の会員等にご周知いただくようお願いいたします。

所属	技術検査課 建設業係		
係長	大塚	担当	河合
電話番号	058-272-8504		
FAX	058-278-2734		

## 解体工事業に係る建設業許可の経過措置期間の終了について

### 1、概要

解体工事業が新設されたことに伴う経過措置として、平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

これらの経過措置期間の終了後は、解体工事業の許可がない場合は解体工事を施工することができません。

### 2、岐阜県発注の解体工事業への入札参加について

岐阜県が発注する公共工事の入札に参加するためには、「岐阜県入札参加資格者名簿」に登載されている必要があります。

経過措置期間終了時まで解体工事業での業種追加の手続きが完了しておらず名簿登載がない場合には、経過措置期間終了後（平成 31 年 6 月 1 日以降）解体工事業の入札に参加できません。

現在経過措置により解体工事業を施工しており、今後も解体工事業許可を取得し切れ目なく岐阜県入札参加資格者名簿に登載されるためには、名簿の「業種追加」申請を平成 31 年 2 月末までに（公財）岐阜県建設研究センターで受付され、平成 31 年 4 月格付けの名簿に登載される必要があります。

【H31.4 の格付け時に名簿登載される場合の手続き時期の目安：知事許可の場合】

時期	各種手続き
H30.10	解体工事業の建設業許可申請 管轄する土木事務所へ提出（標準処理期間：50日）
H30.12	解体工事業の経営事項審査受審のための分析依頼 分析機関からの回答は概ね1週間程度
H31.1	経営事項審査 受審 土木事務所受審、結果取得は、翌月下旬頃
H31.2	岐阜県入札参加資格者名簿の「業種追加」申請 H31.2 末までに岐阜県建設研究センターで受付

上記は一般的な所要期間を示しているため、実際と異なることがあります。各種手続きについては、時間の余裕をもって申請等を行ってください。

なお、岐阜県以外の入札参加資格者名簿の登載予定時期については、各市町村等にご確認願います。